

国税徴収法第95条の規定に基づき、差押財産を公売することを公告し、及び国税徴収法第99条の規定に基づき、見積価額を公告します。

平成25年1月29日

京都市長 門川 大作

1 公売（入札）開始日時

平成25年2月26日午後2時00分

2 公売（入札）締切日時

平成25年2月26日午後2時30分

3 公売及び開札の場所

京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521番地

京都市中京区役所 4階会議室

4 公売の方法

入札

5 公売保証金の納付期限

平成25年2月26日午後2時20分

6 開札の日時

平成25年2月26日午後2時30分

7 売却決定の日時

平成25年3月5日午後2時00分

8 売却決定の場所

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1

京都市行財政局税務部収納対策課

9 買受代金の納付期限

平成25年3月5日午後3時00分

10 買受人の資格その他の要件

国税徴収法第92条及び第108条第1項該当者は、買受人となることはできません。

11 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利内容

公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受け取ることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出て下さい。

12 公売財産の表示, 公売保証金額及び見積価額

別紙のとおり

13 その他事項

- (1) 公売保証金を納付した後でなければ入札できません。
- (2) 公売保証金及び買受代金は, 現金又は小切手 (京都手形交換所加盟金融機関が振り出した持参人払いの自己宛小切手で, 振出日から10日以内に手形交換決済のできるもの。) でなければ納付できません。
- (3) 見積価額以上の入札者のうち最高価額の者を最高価申込者と決定し, 売却決定を行います。
- (4) 最高価申込者の入札価額に次ぐ入札者に対し, 次順位買受申込者制度の適用があります。この制度による場合には, 売却決定の日時及び買受代金の納付期限が異なることがあります。
- (5) 公売財産の取得時期は, 買受代金の納付があったときです。公売財産に係る危険負担は, 買受代金の全額が納付されたときに買受人に移転しますので, 取得後の毀損, 焼失等による損害の負担は買受人が負います。
- (6) 公売財産の権利移転に伴う登録免許税その他の費用は, 買受人の負担となります。
- (7) 市は公売物件について瑕疵担保責任を負いません。
- (8) 落札された公売物件は, いかなる理由があっても返品できません。
- (9) 物件の詳細を記載した公売広報は, 行財政局税務部収納対策課並びに各区役所及び区役所支所の納税課に備え付けています。

公売財産の表示、公売保証金額及び見積価額について

1 売却区分

行財9

2 見積価額

18,910,000円

3 公売保証金

1,900,000円

4 公売財産の表示

(1) 土地

所 在 下呂市金山町金山字向田

地 番 3455番3

地 目 雑種地

地 積 1,323㎡

(2) 土地

所 在 下呂市金山町金山字向田

地 番 3455番4

地 目 雑種地

地 積 235㎡

(3) 土地

所 在 下呂市金山町金山字向田

地 番 3455番5

地 目 雑種地

地 積 122㎡

(4) 土地

所 在 下呂市金山町金山字向田

地 番 3456番1

地 目 雑種地

地 積 40㎡

(5) 土地

所 在 下呂市金山町金山字向田

地 番 3463番1

地 目 雑種地

地 積 7 6 8 m<sup>2</sup>

(6) 土 地

所 在 下呂市金山町金山字向田

地 番 3 4 6 3 番 2

地 目 雑種地

地 積 5 3 9 m<sup>2</sup>

(7) 土 地

所 在 下呂市金山町金山字向田

地 番 3 4 6 3 番 3

地 目 雑種地

地 積 7 6 3 m<sup>2</sup>

(8) 土 地

所 在 下呂市金山町金山字野田

地 番 3 4 7 9 番 7

地 目 雑種地

地 積 3 0 3 m<sup>2</sup>

(9) 建 物

所 在 下呂市金山町金山字向田 3 4 6 3 番地 1,  
3 4 5 5 番地 3, 3 4 6 3 番地 2

家屋番号 3 4 6 3 番 1

種 類 遊技場 寄宿舎

構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2階建

床 面 積 1階 4 6 1. 0 0 m<sup>2</sup>

2階 2 6 2. 7 1 m<sup>2</sup>

以上登記簿による表示

5 公売財産の概要

(1) 公売財産は、J R 高山本線「飛騨金山」駅から南方へ約 3. 3 k m (道路距離) に位置する。

(2) 公売財産(1)~(8)は、北東側約 8 0 m が幅員約 1 0. 5 m の片側歩道付舗装国道に等高に接面し、西~南西側約 6 5 m が幅員約 4 m の舗装道路に等高に接面する不整形地であり、公売財産(9)の敷地として利用されている。

なお、西~南西側に接面する道路は、国所有の公共物であるが市道認定はない。

(3) 公売財産(9)の建築時期は平成 2 年 1 2 月頃である。

## 6 法的規制, 利用状況等

- (1) 都市計画区域外
- (2) 公売財産(9)はパチンコ店, 従業員寮として利用されていたが, 平成24年11月現在, 空き家である。
- (3) 公売財産(9)の南側に景品交換所として利用されていた簡易建物があるが, 所有者は不明であり, 平成24年11月現在, 使用されていない。
- (4) 公売財産(5)の土地には電柱及び支線が設置されている。

## 7 その他公売条件

- (1) 境界の確定は, 隣接地所有者と行ってください。
- (2) 公売財産内の動産等の処理は, 所有者等と協議してください。

※ 問合せ先 京都市行財政局税務部収納対策課

TEL (075) 213-5215

(行財政局税務部収納対策課)